主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人佐伯静治、同芦田浩志、同藤本正、同雪入益見、同村井正義、同田原俊雄、同吉川基道、同大竹秀達、同佐伯仁、同白川博清、同向武男、同福田力之助、同福田拓、同服部大三、同尾山宏、同高橋清一、同立木豊地、同森川金寿、同新井章、同戸田謙、同北野昭式、同柳沼八郎、同重松蕃、同深田和之、同谷川宮太郎の上告理由について

地方公務員法三七条一項が憲法二八条に違反するものでないことは、当裁判所の 判例(昭和四四年(あ)第一二七五号同五一年五月二一日大法廷判決・刑集三〇巻 五号一一七八頁)とするところである。原判決に所論の違法はなく、諭旨は採用す ることができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、 裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

夫		_	本	栗	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官
譲			林	本	裁判官